

(令和7年2月改訂) 【資料版】

小・中学校等特別支援学級における 教育課程の編成について

島根県教育庁特別支援教育課

○小学校学習指導要領解説 総則編

第2章第1節 教育課程の意義

教育課程は、日々の指導の中でその存在があまりにも当然のこととなっており、その意義が改めて振り返られる機会は多くはないが、各学校の教育活動の中核として最も重要な役割を担うものである。教育課程の意義については様々な捉え方があるが、学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言うことができ、その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）が定められているとともに、義務教育の目的（第5条第2項）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、義務教育の目標（第21条）や小学校の目的（第29条）及び目標（第30条）に関する規定がそれぞれ置かれている。

これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則においては、教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動（以下「各教科等」という。）によって編成することとしており、学習指導要領においては、各教科等の目標や指導内容を学年段階に即して示している。

各学校においては、こうした法令で定められている教育の目的や目標などに基づき、児童や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすること（第1章総則第1の3参照）や、各学校の教育目標を設定（第1章総則第2の1参照）することが求められ、それらを実現するために必要な各教科等の教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら組織する必要がある。

授業時数については、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校における児童の一定の生活時間を、教育の内容とどのように組み合わせて効果的に配当するかは、教育課程の編成上重要な要素になってくる。学校教育法施行規則に各教科等の標準授業時数を定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない（第1章総則第2の3(2)参照）。

各学校においては、以上のように、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学校教育全体や各教科等の目標やねらいを明確にし、それらを実現するために必要な教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが求められる。こうした教育課程の編成は、第1章総則第1の4に示すカリキュラム・マネジメントの一環として行われるものであり、総則の項目立てについては、各学校における教育課程の編成や実施等に関する流れを踏まえて、①小学校教育の基本と教育課程の役割（第1章総則第1）、②教育課程の編成（第1章総則第2）、③教育課程の実施と学習評価（第1章総則第3）、④児童の発達の支援（第1章総則第4）、⑤学校運営上の留意事項（第1章総則第5）、⑥道徳教育に関する配慮事項（第1章総則第6）としているところである。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日 25文科初第756号）

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

3 小学校，中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

1 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で，その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のも

○学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第141条の2 第134条の2の規定は、第140条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日 25文科初第756号）

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(2) 通級による指導

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

○学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

第138条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第50条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

2 （略）

第51条 小学校（第52条の2第2項に規定する中学校連携型小学校及び第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第52条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

第73条 中学校（併設型中学校、第74条の2第2項に規定する小学校連携型中学校、第75条第2項に規定する連携型中学校及び第79条の9第2項に規定する小学校併設型中学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第74条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

○小学校学習指導要領解説 総則編

第3章第4節2 (1) 障害のある児童などへの指導

② 特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のイ）

(イ)では、学級の実態や児童の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定した。

これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、**特別支援学級は、小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提**となっていることを踏まえる必要がある。その上で、なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、**保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成**を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要である。ここでは、知的障害者である児童の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例を示すこととする。

(各教科の目標設定に至る手続きの例)

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第3節 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

カ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては，生活，国語，算数，音楽，図画工作及び体育の各教科，道徳科，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての児童に履修させるものとする。また，外国語活動については，児童や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

キ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，生徒や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

ク 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科の段階に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。その際，小学部は6年間，中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

ケ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，生徒や学校，地域の実態を考慮して，特に必要がある場合には，その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称，目標，内容などについては，各学校が適切に定めるものとする。その際，第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに，生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第3節 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。

カ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては，生活，国語，算数，音楽，図画工作及び体育の各教科，道徳科，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての児童に履修させるものとする。また，外国語活動については，児童や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

キ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，生徒や学校の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。

ク 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科の段階に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。その際，小学部は6年間，中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

ケ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，生徒や学校，地域の実態を考慮して，特に必要がある場合には，その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称，目標，内容などについては，各学校が適切に定めるものとする。その際，第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに，生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。
- (1) 各教科及び外国語活動の**目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる**こと。
 - (2) 各教科の**各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる**こと。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (4) **中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる**こと。
 - (5) **中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる**こと。
 - (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。
- 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、**知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する第2章第1節第2款若しくは第2節第2款に示す知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる**ものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を第4章第2款に示す知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。~~七たがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。~~

↑特別支援学校ではないので、特別支援学級に適応するのは不適當

○小学校学習指導要領解説 総則編

第3章第4節2 (1) 障害のある児童などへの指導

② 特別支援学級における特別の教育課程 (第1章第4の2の(1)のイ)

(ア)では、児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達¹の基盤を培うことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定している。**特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の六つの区分の下に27項目**を設けている。自立活動の内容は、各教科等のようにその**全てを取り扱うものではなく、個々の児童の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱う**ものである。よって、児童一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

(手順の一例)

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

今回の改訂を踏まえ、自立活動における個別の指導計画の作成について更に理解を促すため、**「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」**においては、**上記の各過程において、どのような観点で整理していくか、発達障害を含む多様な障害に対する児童等の例を充実し解説**しているので参照することも大切である。

学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき、課題等について情報収集												
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階												
	<table border="1"> <tr> <td>健康の保持</td> <td>心理的な安定</td> <td>人間関係の形成</td> <td>環境の把握</td> <td>身体の動き</td> <td>コミュニケーション</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション						
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション							
②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階													

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)

②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階

※各項目の末尾に()を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ。)

指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階

⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階

課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として	
-----------------------------	--

⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階

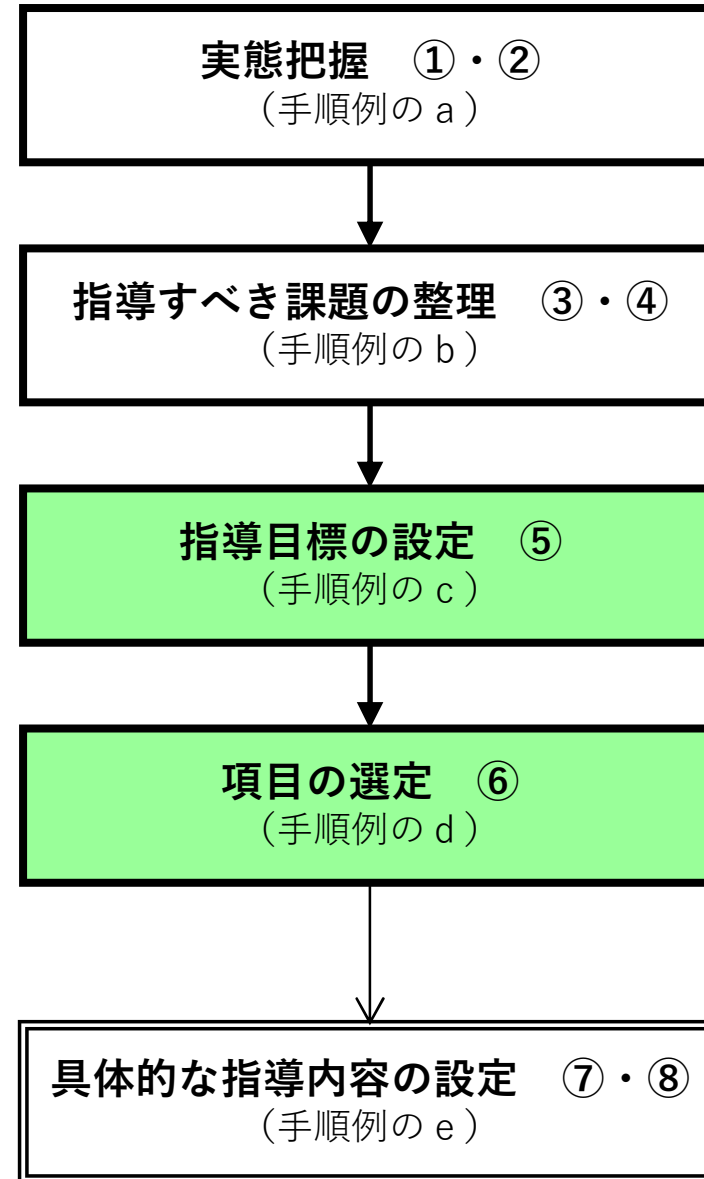
指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

項目間の関連付け

⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント

⑧ 具体的な指導内容を設定する段階				
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)



○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第1章 総則

第3節 教育課程の編成

3 教育課程の編成における共通的事項

(2) 授業時数等の取扱い

ア **小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科**（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、**道徳科、外国語活動**（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、外国語活動を設ける場合を含む。以下同じ。）、**総合的な学習の時間、特別活動**（学級活動（学校給食に係る時間を除く。）に限る。以下、この項、イ及びカにおいて同じ。）**及び自立活動**（以下「各教科等」という。）**の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。**

ウ 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮して、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部の各学年において、**知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部の各学年において、それぞれ適切に定めるものとする。**

エ 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事並びに中学部の生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

オ **小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。**

小学校で作成すべき教育課程表（小学校CSベース）の例

教科等	CS・学年/段階	授業時数
国語	特支CS国語・小2段階	265
社会	小CS生活・2年	53
算数	特支CS算数・小2段階	175
理科	小CS生活・2年	52
生活	—	—
音楽	小CS音楽・3年	50
図画工作	小CS図画工作・3年	50
家庭	—	—
体育	小CS体育・3年	105
外国語	—	—
道徳科	小CS道徳・3年	35
外国語活動	小CS外国語活動・3年	20
総合的な学習の時間	小CS総合的な学習の時間	70
特別活動	小CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	70
合計		980

小学校で作成すべき教育課程表（特支CS知的・小ベース）の例

教科等	CS・段階	授業時数
生活	特支CS生活・小2段階	140
国語	特支CS国語・小2段階	210
算数	特支CS算数・小2段階	175
音楽	特支CS音楽・小2段階	70
図画工作	特支CS図画工作・小2段階	70
体育	特支CS体育・小2段階	105
道徳科	特支CS道徳科	35
特別活動	小CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	140
外国語活動	—	—
合計		980

中学校で作成すべき教育課程表（中学校CSベース）の例

教科等	CS・学年/段階	授業時数
国語	小CS国語・6年	105
社会	特支CS社会・中1段階	105
数学	小CS算数・5年	105
理科	特支CS理科・中1段階	105
音楽	中CS音楽・2年	35
美術	中CS美術・2年	35
保健体育	中CS保健体育・2年	105
技術・家庭	特支CS職業・家庭・中2段階	70
外国語	特支CS外国語	105
道徳科	中CS道徳	35
総合的な学習の時間	中CS総合的な学習	70
特別活動	中CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	105
合計		1015

中学校で作成すべき教育課程表（特支CS知的・中ベース）の例

教科等	CS・段階	授業時数
国語	特支CS国語・中2段階	140
社会	特支CS社会・中1段階	105
数学	特支CS数学・中1段階	105
理科	特支CS理科・中1段階	105
音楽	特支CS音楽・中2段階	35
美術	特支CS美術・中2段階	35
保健体育	特支CS保健体育・中2段階	70
職業・家庭	特支CS職業・家庭・中2段階	105
道徳科	特支CS道徳	35
総合的な学習の時間	特支CS総合的な学習	70
特別活動	中CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	105
外国語	特支CS外国語	70
合計		1015

○学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

第126条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第127条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第130条 （略）

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

○学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

第53条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章第2の3の(3)

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

学習指導要領における「合科的・関連的な指導」については、次のように理解する必要がある。

すなわち、合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つである。単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものである。また、関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものである。

合科的・関連的な指導についての指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標、内容等を検討し、各教科等の指導の年間の見通しに立って、その教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかつたり、児童に過重になつたりすることのないように留意する必要がある。

合科的・関連的な指導を行うに当たっては、児童が自然な形で意欲的に学習に取り組めるような学習課題を設定するとともに、課題選択の場を設けたり、教科書を工夫して使用したり、その指導に適した教材を作成したりして、指導の効果を高めるようにすることが必要である。

なお、合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれに関連する教科の授業時数から充当することになる。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要がある。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第1章第3節の3の（3）のア

（オ） **知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う**場合、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合には、授業時数を適切に定めること。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 総則編>

学校教育法施行規則第130条第2項の規定に基づき、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を**合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合**も考えられることから、こうした規定が設けられている。

したがって、各学校においては、各教科等を合わせて指導を行う際には、学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適切に年間指導計画等を作成する必要がある。その際、**個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意が必要**である。

また、年間指導計画等を作成する場合には、第1章総則第3節の3の（2）のアを踏まえ、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとしている。

小学校で作成すべき教育課程表(小学校CSベース)の例2

教科等	CS・学年/段階	授業時数
国語	特支CS国語・小2段階	265
社会	小CS生活・1年	53
算数	特支CS算数・小2段階	175
理科	小CS生活・1年	52
生活	—	—
音楽	小CS音楽・3年	50
図画工作	小CS図画工作・3年	50
家庭	—	—
体育	小CS体育・3年	105
外国語	—	—
道徳科	小CS道徳・3年	35
外国語活動	小CS外国語活動・3年	20
総合的な学習の時間	小CS総合的な学習の時間	70
特別活動	小CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	70
合計		980
うち、各教科等を合わせた指導		
名称	内訳(教科等・時数)	授業時数
生活単元学習	国(70)・算(70)・自(35)	175
合計		175

小学校で作成すべき教育課程表（特支CS知的・小ベース）の例2

教科等	CS・段階	授業時数
生活	特支CS生活・小2段階	140
国語	特支CS国語・小2段階	210
算数	特支CS算数・小2段階	175
音楽	特支CS音楽・小2段階	70
図画工作	特支CS図画工作・小2段階	70
体育	特支CS体育・小2段階	105
道徳科	特支CS道徳科	35
特別活動	小CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	140
外国語活動	—	—
合計		980
うち、各教科等を合わせた指導		
名称	内訳（教科等・時数）	授業時数
日常生活の指導	生(70)・自(70)・体(35)	175
生活単元学習	生(70)・国(70)・算(70)・自(35)	245
遊びの指導		
作業学習		
合計		420

中学校で作成すべき教育課程表（中学校CSベース）の例2

教科等	CS・学年/段階	授業時数
国語	小CS国語・6年	105
社会	特支CS社会・中1段階	105
数学	小CS算数・5年	105
理科	特支CS理科・中1段階	105
音楽	中CS音楽・2年	35
美術	中CS美術・2年	35
保健体育	中CS保健体育・2年	105
技術・家庭	特支CS職業・家庭・中2段階	70
外国語	特支CS外国語	105
道徳科	中CS道徳	35
総合的な学習の時間	中CS総合的な学習	70
特別活動	中CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	105
合計		1015
うち、各教科等を合わせた指導		
名称	内訳（教科等・時数）	授業時数
生活単元学習	社(35)・理(35)・自(65)	135
作業学習		
合計		135

中学校で作成すべき教育課程表（特支CS知的・中ベース）の例2

教科等	CS・学年/段階	授業時数
国語	特支CS国語・中2段階	140
社会	特支CS社会・中1段階	105
数学	特支CS数学・中1段階	105
理科	特支CS理科・中1段階	105
音楽	特支CS音楽・中2段階	35
美術	特支CS美術・中2段階	35
保健体育	特支CS保健体育・中2段階	70
職業・家庭	特支CS職業・家庭・中2段階	105
道徳科	特支CS道徳	35
総合的な学習の時間	特支CS総合的な学習	70
特別活動	中CS特別活動	35
自立活動	特支CS自立活動	105
外国語	特支CS外国語	70
合計		1015
うち、各教科等を合わせた指導		
名称	内訳（教科等・時数）	授業時数
日常生活の指導		
生活単元学習	社(35)・理(35)・自(35)	105
遊びの指導		
作業学習	職家(105)・自(35)	140
合計		245

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 第4の2の(1)

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、**各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用すること**に努めるものとする。特に、**特別支援学級に在籍する児童**や通級による指導を受ける児童**については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する**ものとする。

< 小学校学習指導要領解説 総則編 >

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある児童など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

今回の改訂では、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対する二つの計画の作成と活用について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成することとした。

② 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものである。**個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの**である。

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童などの各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要がある。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成するものとする。また、各教科の一部又は全部を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）**第1章第3節の3の（3）**

イ 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、個別の指導計画を作成すること。

<特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 総則編>

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために各学校で作成しなければならないものである。個別の指導計画は、第1章総則第3節の3の（3）のアを具体化し、**障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する**ものである。

また、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた教育課程を編成することができるよう、第8節には重複障害者等に関する教育課程の取扱いの各種規定が設けられていることや、**教科と自立活動の指導目標や指導内容の設定に至る手続きに違いがあることなどを踏まえると、教師間の共通理解を図り指導の系統性を担保するためには、各学校において個別の指導計画に盛り込むべき事項について整理**する必要がある。

< 特別支援学校小・中学部学習指導要領解説 総則編（続き） >

例えば、各教科において作成する個別の指導計画は、児童生徒一人一人の各教科の習得状況や既習事項を確認するための実態把握が必要である。また、第1章総則第2節の3に示しているとおり、児童生徒が卒業するまでに各教科等の指導をとおしてどのような資質・能力の育成を目指すのか、第1章総則第3節の3の(3)のアの(イ)に示しているとおり、各教科の指導内容の発展性を踏まえ、指導目標を明確にすることが大切である。更に、指導内容を習得し指導目標を達成するために第2章第1節第1款並びに第2款の第2又は第2章第2節第1款並びに第2款の第2に示すとおり、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなど、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式を工夫して作成することが大切である。

また、第7章に示されている自立活動の内容は、各教科のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に即した指導目標を達成するために必要な項目を選定して取り扱うものである。そのため、自立活動の個別の指導計画を作成するに当たっては、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題を整理し、指導目標を明らかにした上で、第7章の第2に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが必要である。また、個別の指導計画に基づく系統的な指導を展開するためには、個別の指導計画の作成担当者は、なぜその指導目標を設定したのかなど、その設定に至るまでの考え方（指導仮説）について記述し、次の担当者に引き継ぐような工夫も大切である。

このように、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものである。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切である。

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）**第2章 各教科****第1節 国語****第3 指導計画の作成と内容の取扱い**

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

<小学校学習指導要領解説 国語編>

その際、国語科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないように留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

例えば、国語科における配慮として、次のようなものが考えられる。

- ・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。
- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- ・声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

<小学校学習指導要領解説 社会編>

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

社会的事象に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるよう配慮することなどが考えられる。

学習問題に気付くことが難しい場合には、社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。

<小学校学習指導要領解説 算数編>

- ・ 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- ・ 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げたり、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるよう文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。
- ・ 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
- ・ データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。

<小学校学習指導要領解説 理科編>

例えば、理科における配慮として、実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮が考えられる。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられる。さらには、自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には、観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられる。

<小学校学習指導要領解説 生活編>

- ・言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。
- ・みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。
- ・自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合は、児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。
- ・学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。

こうした配慮を行うに当たっては、困難さを補うという視点だけでなく、むしろ得意なことを生かすという視点から行うことにより、自己肯定感の醸成にもつながるものと考えられる。また、こうした意識で指導することは、障害のある児童への指導のみならず、低学年の全ての児童に対する指導として心掛けたいことである。生活科は、その教科の特質により、多様な認知の特性をもった児童の活躍が期待できる教科であるといえる。

<小学校学習指導要領解説 音楽編>

- ・音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- ・多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、児童がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。

<小学校学習指導要領解説 図画工作編>

- ・変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- ・形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。

<小学校学習指導要領解説 家庭編>

学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるよう工夫したりすることが考えられる。また、活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。

<小学校学習指導要領解説 体育編>

- ・複雑な動きをしたり，バランスを取ったりすることに困難がある場合には，極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから，動きを細分化して指導したり，適切に補助をしながら行ったりするなどの配慮をする。
- ・勝ち負けに過度にこだわったり，負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には，活動の見通しがもてなかったり，考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから，活動の見通しを立ててから活動させたり，勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

<小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編> (外国語)

- ・音声を聞き取ることが難しい場合，外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう，リズムやイントネーションを，教員が手拍子を打つ，音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また，本時の流れが分かるように，本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。
- ・1単語当たりの文字数が多い単語や，文などの文字情報になると，読む手掛かりをつかんだり，細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合，語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう，外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり，線上に文字を書いたり，語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には，貼る位置や順番などに配慮する。

<小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編> (外国語活動)

- ・音声を聞き取ることが難しい場合，外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう，リズムやイントネーションを，教員が手拍子を打つ，音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また，本時の流れが分かるように，本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

<小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編>

- ・ 様々な事象を調べたり，得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は，必要な事象や情報を選択して整理できるように，着目する点や調べる内容，まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。
- ・ 関心のある事柄を広げることが難しい場合は，関心のもてる範囲を広げることができるよう，現在の関心事を核にして，それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。
- ・ 様々な情報の中から，必要な事柄を選択して比べるのが難しい場合は，具体的なイメージをもって比較することができるように，比べる視点の焦点を明確にしたり，より具体化して提示したりするなどの配慮をする。
- ・ 学習の振り返りが難しい場合は，学習してきた場面を想起しやすいように，学習してきた内容を文章やイラスト，写真等で視覚的に示すなどして，思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。
- ・ 人前で話すことへの不安から，自分の考えなどを発表することが難しい場合は，安心して発表できるように，発表する内容について紙面に整理し，その紙面を見ながら発表できるようにすること，ICT機器を活用したりするなど，児童の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

<小学校学習指導要領解説 特別活動編>

- 相手の気持ちを察したり理解したりすることが苦手な児童には，他者の心情等を理解しやすいように，役割を交代して相手の気持ちを考えたり，相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや，イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には，発言するタイミングが理解できるように，事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど，コミュニケーションの図り方についての指導をする。
- 学校行事における避難訓練等の参加に対し，強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には，見通しがもてるよう，各活動・学校行事のねらいや活動の内容，役割（得意なこと）の分担などについて，視覚化したり，理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに，周囲の児童に協力を依頼しておく。

さらに，これらの配慮に加え，周囲の児童が，配慮を要する児童の障害や苦手なものについて理解して接したり，同じ学級の一員としての意識を高めて関わったりすることができるように，学級におけるよりよい人間関係を形成するなど，特別活動の実践を生かして学級経営の充実を図ることが大切である。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第2章第1節第1款

1 **視覚障害者**である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 児童が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- (2) 児童の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させること。なお、点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- (3) 児童の視覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導すること。
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫すること。
- (5) 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第2章第1節第1款

2 **聴覚障害者**である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること。
- (2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うよう工夫すること。
- (3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫すること。
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第2章第1節第1款

3 **肢体不自由者**である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年告示）

第2章第1節第1款

4 **病弱者**である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や病気の状態，授業時数の制約等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに，指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり，各教科等相互の関連を図ったりして，効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理，改善に関する内容の指導に当たっては，自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては，児童の病気の状態や学習環境に応じて，間接体験や疑似体験，仮想体験等を取り入れるなど，指導方法を工夫し，効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限や認知の特性，学習環境等に応じて，教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し，学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため，姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については，姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

○特別支援学校小・中学部学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）

第4章第2節

2 **知的障害のある児童生徒**の教育的対応の基本

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第3節の3の(1)のク及び(3)のアの(オ)に示すとおり、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、**文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。**

- ② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
 - ③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。
 - ④ 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。
 - ⑤ （略）
- 附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに**特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。**

- ② 第34条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

○学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

第56条の5 学校教育法第34条第2項に規定する教材（以下この条において「教科用図書代替教材」という。）は、同条第1項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の発行者が、その発行する教科用図書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴つて変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材とする。

2～4 （略）

第139条 前条の規定により**特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。**

- 2 第56条の5の規定は、学校教育法附則第9条第2項において準用する同法第34条第2項又は第3項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）**第1章第5の2**

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、**障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む**ようにすること。

<小学校学習指導要領解説 総則編>

障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、**学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習**が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や**障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う**などして、**組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切**である。

また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

○小学校CS（平成29年告示）

第2章第5節 生活

〔第1学年及び第2学年〕

- 1 目 標
- 2 内 容

1の資質・能力を育成するため、次の内容を指導する。

〔学校、家庭及び地域の生活に関する内容〕

〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕

〔自分自身の生活や成長に関する内容〕

○特別支援学校小学部・中学部CS（平成29年告示）

第2章第1節第2款第1〔生活〕

○1段階

- (1) 目 標
- (2) 内 容

- ア 基本的生活習慣
- イ 安全
- ウ 日課・予定
- エ 遊び
- オ 人との関わり
- カ 役割
- キ 手伝い・仕事
- ク 金銭の扱い
- ケ きまり
- コ 社会の仕組みと公共施設
- サ 生命・自然
- シ ものの仕組みと働き

○2段階

○3段階

○小学校CS（平成29年告示）

第2章第6節 音楽
〔第1学年及び第2学年〕

- 1 目標
- 2 内容
- A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- B 鑑賞
- 〔共通事項〕

3 内容の取扱い
〔第3学年及び第4学年〕

- 1 目標
- 2 内容
- A 表現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (3) 音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- B 鑑賞
- 〔共通事項〕

3 内容の取扱い

○特別支援学校小学部・中学部CS（平成29年告示）

第2章第1節第2款第1〔音楽〕

○1段階

- (1) 目標
- (2) 内容
- A 表現

- ア 音楽遊びの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

B 鑑賞

○2段階

- (1) 目標
- (2) 内容
- A 表現

- ア 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- イ 器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ウ 思いに合った表現をするために必要な次の㊦から㊧までの技能を身に付けること。

- エ 身体表現の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

B 鑑賞

○3段階

〔共通事項〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

○小学校CS（平成29年告示）

第2章第9節 体育

〔第1学年及び第2学年〕

1 目 標

2 内 容

- A 体づくりの運動遊び
- B 器械・器具を使っての運動遊び
- C 走・跳の運動遊び
- D 水遊び
- E ゲーム
- F 表現リズム遊び

3 内容の取扱い

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

2 内 容

- A 体づくり運動
- B 器械運動
- C 走・跳の運動
- D 水泳運動
- E ゲーム
- F 表現運動
- G 保健

3 内容の取扱い

〔第5学年及び第6学年〕

○特別支援学校小学部・中学部CS（平成29年告示）

第2章第1節第2款第1 〔体育〕

○1段階

(1) 目 標

(2) 内 容

- A 体づくり運動遊び
- B 器械・器具を使っての遊び
- C 走・跳の運動遊び
- D 水遊び
- E ボール遊び
- F 表現遊び
- G 保健

○2段階

(1) 目 標

(2) 内 容

- A 体づくり運動
- B 器械・器具を使っての運動
- C 走・跳の運動
- D 水の中での運動
- E ボールを使った運動やゲーム
- F 表現運動
- G 保健

○3段階

○中学校CS（平成29年告示）

第2章第8節 技術・家庭

〔技術分野〕

- 1 目 標
- 2 内 容

- A 材料と加工の技術
- B 生物育成の技術
- C エネルギー変換の技術
- D 情報の技術

- 3 内容の取扱い

〔家庭分野〕

- 1 目 標
- 2 内 容
 - A 家族・家庭生活
 - B 衣食住の生活
 - C 消費生活・環境
- 3 内容の取扱い

○特別支援学校小学部・中学部CS（平成29年告示）

第2章第2節第2款第1 〔職業・家庭〕

○1段階

- (1) 目 標
- (2) 内 容

職業分野

- A 職業生活
- B 情報機器の活用
- C 産業現場等における実習

家庭分野

- A 家族・家庭生活
- B 衣食住の生活
- C 消費生活・環境

○2段階

○平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

〔別紙1〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔2〕指導に関する記録

小学校における指導に関する記録については、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定）、道徳科の記録、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における指導に関する記録については、小学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校（知的障害）小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、外国語活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）第1章第8節の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

1 各教科の学習の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。

特別支援学校（知的障害）小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、別紙4の各教科の評価の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を簡条書き等により文章で端的に記述する。

小学校指導要録（参考様式）

様式1（指導に携わる記録）

児童氏名	学校名	学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		担任番号						

各教科の学習の記録			特別の教科支援					
教科	単元	学年	1	2	3	4	5	6
国	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
算	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
科	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
理	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
外	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
道	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
技	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
体	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
音	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
美	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
外語	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
特別活動	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
その他	知識・技能							
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							

学年 学期 1 2 3 4 5 6

学期別及び学年別に於ける成長の様子

外国語活動の記録

学年 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度

総合的な学習の時間の記録

学年 学習活動 観点 評価

特別活動の記録

内 外 表 決 学 年 1 2 3 4 5 6

学級活動 社会活動 クラブ活動 特別行事

[知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校] 小学部児童指導要録（参考様式）

様式2（指導に携わる記録）

児童氏名	学校名	学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		担任番号						

各教科・特別活動・自立活動の記録								
教科	1	2	3	4	5	6	7	8
国								
算								
科								
理								
外								
道								
技								
体								
音								
美								
特別活動								
自立活動								

平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

○小学校学習指導要領 第1章第4

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

○小学校学習指導要領解説 総則編 第3章第4節2(1)

障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

○中学校学習指導要領解説 保健体育編 第3章1(3)

学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。